

技術提案書等評価基準

1 基本事項

優先契約候補者の決定に当たっては、本市にとって最適な事業者を選定するため、公募型プロポーザル方式を採用し、合計得点の最も高い参加者を優先契約候補者、優先契約候補者に次いで合計得点が高い提案者を次点契約候補者とする。

2 審査

技術提案等に係る審査は、下水処理場等運転維持管理業務委託審査委員会（以下「審査委員会」という。）の委員（以下「委員」という。）が行う。審査委員会は非公開とし、その内容に係る質問や異議は一切認めない。

3 評価方法

- (1) 審査委員会の各委員は、参加者から提出された技術提案書、見積価格、ヒアリング及び「高松市下水道施設運転維持管理業務委託の発注手法についての官民対話」におけるインセンティブ加点に基づき、別表に示す評価項目ごとに評価し、配点内の得点を付与する。
- (2) 審査委員会が、(1)の合計得点に基づいて、評価及び審査を実施する。

4 優先契約候補者の選定

- (1) 各委員の得点の合計が最も高い参加者を優先契約候補者とする。
なお、合計得点が最低基準点に満たない者は、選定しない。
- (2) 最も高い合計得点が同点の場合は、見積価格が安価であるものを優先契約候補者に選定する。
- (3) 前号において、見積価格も同価格の場合は、くじにより決定する。くじは、契約監理課カウンタ見積箱への投函方式による見積合せに係るくじ要領（契約監理課ホームページ掲載）の例により行う。

5 最低基準点

- (1) 各委員の持ち点を合算した値（満点）の6割を最低基準点とし、合計得点が最低基準点に満たない者は、候補者として選定しない。
- (2) 参加者が1者のみであった場合、評価項目の「料金単価」に関する項目を除く持ち点を合算した値（加点項目を除く）の6割を最低基準点とする。